

令和4年第8回農業委員会総会会議録

令和4年第8回船橋市農業委員会総会を令和4年8月5日午後3時00分船橋市役所7階705会議室に招集する。

出席委員

農業委員（11人）

菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

渡邊 和雄 宍倉 由紀雄

欠席委員（3人）

小川 晃 石井 俊郎 齋藤 教子

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第8回農業委員会総会を開催いたします。 なお、小川晃委員、石井俊郎委員、齋藤教子委員から欠席の連絡が入っております。 事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴者の入室を許可します。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 4番、神山茂樹委員と、9番、藤城孝義委員の両名にお願いいたします。

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。

局長。

局長

農地法第3条公売に係る買受適格証明願いについて、議案第1号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、土橋審査班長の報告を求めます。

土橋審査班長

それでは、今日2日、織戸孝委員、宍倉由紀雄推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、〇〇市に在住の申請人が、公売により当該地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は約130アール、農業従事者は1名で、世帯従事日数は150日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、農地法第3条公売に係る買受適格者であると思われまます。

なお、本議案が議決された後、会長は申請人に対し、買受適格証明書を発行することになります。これに基づき、東京国税局にて入札を行い、落札者は落札調書を添付のうえ、農地法第3条の許可申請書を提出することになりますが、東京国税局との契約行為に合わせるため、速やかに許可書を発行する必要があります。このことから、会長の専決をもって、申請者に許可書を交付することになることを申し添えます。

なお、この物件については、入札期間が令和4年9月1日から9月8日までとなっております。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員

〇〇市の方が高根町の297平方メートルの農地を取得して、どのような利用の仕方を考えていますか。

土橋審査班長

申請人は〇〇市在住でございますが、成田市でブドウを栽培しております。その苗を申請地で挿し木でつくるということを考えているそうです。

石山委員

ありがとうございます。

議長

何かほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり買受適格者とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって買受適格者とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第4条許可申請に関する議案第2号の1及び農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する議案第4号の1は関連がありますので、一括上程いたします。

議長

本議案につきまして、土橋審査班長の報告を求めます。

土橋審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ及び6ページ、地図3から5ページをご覧ください。

2号議案の1及び4号議案の1につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。

2つの申請の関連を分かりやすくするため、4号議案の1より説明いたします。

4号議案の1につきましては、令和4年1月26日付で建売分譲住宅6棟として農地転用許可を得たところではありますが、建築資材の高騰並びに納期が遅延していることから、販売を柔軟に対応できるようにするため、特定建築条件付売買予定地6棟として計画変更するものです。

2号議案の1につきましては、当該計画変更に伴う転用許可申請です。これは、建売分譲住宅から特定建築条件付売買予定地へ計画変更する場合は、許可事由や許可条件が異なることから、事業計画の変更承認に加え、再度、転用許可申請が必要であると、千葉県から指導を受けております。

以上、2号議案の1につきましては許可相当、4号議案の1につきましては承認相当と思われま。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

議長

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

まず、農地法第4条許可申請に関する議案第2号の1につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

次に、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する議案第4号の1につきまして、審査報告のとおり承認相当とすることが適当と判断される方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から2を上程いたします。

議長

本議案につきまして、小川審査班長に代わり、石山幸男委員に報告を求めます。

審査班長(代)

それでは、今日2日、小川晃審査班長、渡邊和雄推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

石山委員

議案書4ページ、地図6から8ページをご覧ください。

3号議案の1につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地2棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地、道路及び畑となっており、周囲はブロックを施工、雨水は浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地在、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、身体障害者福祉作業所太陽と千葉県立船橋二和高校の社会福祉施設と教育施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書4ページ、地図9から11ページをご覧ください。

3号議案の2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地10棟として転用するものです。

現地在は畑で、隣接地は宅地、道路及び山林となっており、周囲は型枠ブロック及びコンクリートブロックを施工、雨水は雨水浸透枳を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ汚水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接に農地はなく、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地在、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、金杉台保育園と金杉幼稚園の社会福祉施設と教育施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われま。

ただいまの審査報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでしたら採決いたします。

議長

局長
議長
土橋審査班長

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第3号の3から5を上程いたします。

本議案につきまして、土橋審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図12から14ページをご覧ください。

3号議案の3から4につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

3号議案の3から4につきましては、市内在住の譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、専用住宅1棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地、道路、雑種地及び転用済みで現況雑種地の畑となっており、周囲はブロックを施工し、雨水は雨水浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水本管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま。

なお、隣接に農地はなく、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、住宅を建築する場合に必要な金額を残高証明書及び融資関係書類で確認済みであり、融資元金融機関の担当者から融資の内諾を得ていることを確認しています。信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、住宅・事業用施設、公共・公益的施設が連たんしている区域にあることから、第3種農地と判断します。

議案書5ページ、地図15から17ページをご覧ください。

3号議案の5につきましては、不動産管理事業を営む譲受人が、当該地の一部を賃借し、リフォーム等によって発生した廃棄物を積載したコンテナの一時置場として整備するものです。

現地は田で、隣接地は雑種地、道路及び水路となっており、雨水は鉄板敷きにより周囲に流すことから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、隣接に農地はありません。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地在、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第3号の6を上程いたします。

議長 本議案につきまして、石山幸男委員の報告を求めます。

審査班長（代） それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

石山委員 議案書5ページ、地図18から20ページをご覧ください。

3号議案の6につきましては、社会医療法人社団である譲受人が、当該地を取得し、近隣で同法人が経営する病院の利用者用の駐車場として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地、雑種地、道路、公園及び転用済みで現況雑種地の畑となっており、周囲はブロックを施工、雨水は浸透性アスファルトによる自然浸透及び雨水枡を設置し排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われ

ます。

また、隣接に農地はありません。

資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、二和向台駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40%を超える区域に現地があることから、第2種農地と判断します。

以上、1議案につきましては、許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第5号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 5号議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

議案書7ページ、地図21から22ページをご覧ください。

5号議案につきましては、東町4番1の田、面積は181平方メートルであります。

当該地は、昭和44年6月1日から自宅敷地として一体利用されており、現在に至っております。

20年以上、宅地であった旨の証明として、昭和45年5月22日撮影の航空写真が添付されております。

以上、本議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われます。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

<p>議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしの声がございました。それでは採決いたします。</p> <p>本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。</p> <p>全員一致であります。よって許可は要しないと決しました。</p> <p>局長。</p>
<p>局長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第6号を上程いたします。</p> <p>本議案につきまして、事務局から説明を願います。</p> <p>議案第6号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。</p> <p>議案書は8ページです。</p> <p>議案第6号の1から2は関連議案ですので、一括して説明いたします。</p> <p>1から2の被相続人は同一人物であり、1の相続人は被相続人の養子、2の相続人は被相続人の二女となります。</p> <p>1から2につきましては、西船に在住していた被相続人が、令和4年1月に死亡したことにより、耕作地33筆、計19,878平方メートルのうち、1の相続人については、生産緑地である西船及び印内の畑22筆、計14,034.57平方メートルのうち、13,146.40平方メートルについて、2の相続人については、生産緑地である印内の畑1筆、1,087平方メートルについて、それぞれ、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。</p> <p>事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、各相続人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。</p> <p>したがって、各相続人は相続税の納税猶予の適格者であると思われます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしの声がございました。それでは採決いたします。</p>

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。

局長。

局長

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第7号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第7号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてでございます。

議案書は9ページです。

本件につきましては、西船に在住していた農業従事者である土地所有者が、令和4年1月に死亡したことにより、当該土地所有者の法定相続人から、耕作地33筆、計19,878平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている西船の畑5筆、計1,006.2平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく、農業の主たる従事者であると思われま

す。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって認定することに決しました。

局長。

局長

令和4年度第3次農用地利用集積計画について、議案第8号の1から2を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第8号の1から2につきましては、令和4年度第3次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は10ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、小野田町の畑1筆、978平方メートルに賃借権6年、2は、小野田町の畑1筆、1,047平方メートルに賃借権6年、以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われま。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度第3次農用地利用集積計画として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長

令和4年度第3次農用地利用集積計画について、議案第8号の3を上程いたします。

議長

本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条に規定により、飯島推進委員は利害関係者に該当しますので退席を求めます。

_____ 飯島推進委員退室 _____

議長

それでは、本議案につきまして、事務局から説明を願います。

- 事務局 議案第8号の3につきまして、議案書は11ページです。
本件については、小野田町の田6筆、計5,466平方メートルに賃借権3年、以上を新規に設定するものです。
事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、
計画を承認することが適当であると思われます。
以上です。
- 議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 それでは採決いたします。
本議案につきまして、令和4年度第3次農用地利用集積計画として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全員一致であります。よって承認することに決しました。
飯島推進委員、入室をお願いいたします。
————— 飯島推進委員入室 —————
- 議長 局長。
局長 令和4年度第3次農用地利用集積計画について、議案第8号の4号を上程いたします。
- 議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。
- 事務局 議案第8号の4につきまして、議案書は11ページです。
本件については、神保町の畑1筆、2,306平方メートルに、使用貸借による権利3年、以上を新規に設定するものです。
事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、
計画を承認することが適当であると思われます。
以上です。
- 議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

議長

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度第3次農用地利用集積計画として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続きまして、協議事項に移ります。令和4年度最適化活動の目標の設定等についてでございます。

このことにつきまして、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、本日の配付資料であります、右上に協議事項と書いた資料をお配りしております。こちらをご覧ください。一枚紙のもので。令和4年8月総会協議事項と書かれております。

では、本件の概要とスケジュールです。

まず1番、概要につきまして説明いたします。農業委員会等に関する法律の規定により、農地利用の最適化の推進の状況や農業委員会事務の実施状況を周知するため、毎年、農業委員会の年間の最適化活動の目標を設定するとともに、前年度の活動への点検・評価を行い、6月30日までにホームページに公表する必要があります。皆様既にご承知のとおり、このたび農林水産省より「農業委員会による最適化活動の推進等について」通知が発出され、今までの活動計画から、目標の設定及び点検・評価の方法や各様式が大幅に見直されるとともに、令和4年度の目標については、4月以降、迅速に設定するよう努めるものとされました。

なお、昨年度の活動計画及び活動の点検・評価については、農政小委員会に付託され、農政小委員会及び農地利用最適化推進委員連絡協議会において検討を行いました。国の通知を踏まえ、点検・評価についてのみ6月総会で決定されております。

参考のため、「最適化活動の目標の設定等について」という別紙様式1、国が示した様式を本日参考として添付しております。主な内容につきまして、2ページ以降になりますが、担い手への利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3点となり、それぞれ、成果目標の数値や具体的な活動目標の日数や取り組み方法について目標を設定するものです。本日は、令和4年度の最適化活動の目標をどのように検討していくか、協議をお願いいたします。

説明は以上でございます。

- 議長 本件について、ご意見はございませんでしょうか。
- 高橋委員 高橋委員。
- 高橋委員 この件に関しては、農政小委員会に付託するのがよろしいかと思えます。
- 議長 ただいま高橋委員より、農政小委員会に付託するのご意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。
- 議長 「異議なし」の声あり
- 議長 それでは採決いたします。
- 議長 本件につきまして、農政小委員会に付託することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員一致で付託することに決しました。
- 議長 続いて、事務局より報告がございます。
- 局長 それでは、順次報告させていただきます。
- 議長 報告事項（１）農地法第４条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１２ページから１６ページに記載のとおり、６月中に１６件の届出を受理いたしました。
- 議長 報告事項（２）農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１７ページから３１ページに記載のとおり、６月中に３２件の届出を受理いたしました。
- 議長 以上、報告事項（１）から（２）の届出について、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。
- 議長 報告事項（３）農地法第１８条第６項の規定による通知について、議案書３２ページに記載のとおり、１件の合意解約がありました。
- 議長 報告事項（４）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書３３ページに記載のとおり、３件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認しましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。
- 議長 報告事項（５）農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書３４ページから３５ページに記載のとおり、１件の報告書の

提出がありました。事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認しましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（６）農地の転用事実に関する照会について、議案書３６ページに記載のとおり、５件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（７）農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の報告について、議案書３７ページに記載のとおり、報告書の提出がありました。事務局にて内容を精査したところ、農地所有適格法人の要件を満たしておりましたので報告いたします。

報告事項（８）生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書３８ページに記載のとおり、１件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

以上でございます。

議長

以上で、本日本日予定されました議案審議は終了いたしました。（午後３時４５分）

続きまして、今年度の農地利用状況調査について、事務局から説明がございます。

事務局

利用状況調査とは、毎年８月頃、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、農水産課が、市内の農地に足を運び、地域の農地利用の確認及び耕作放棄地の実態把握を行います。今月の１８日より順次調査を開始いたしますが、調査の方法や判断の基準などを皆様と共有したいと考え、このような場を設けさせていただきました。

それでは、まず初めに調査方法についてご説明いたします。農業委員、推進委員、農業委員会事務局、農水産課で４人１組となり、市内の農地に足を運び、農地の状況を調査します。

調査内容は、県の判定基準に基づきます。

まず、前提として、農地として再生可能であるかどうか、つまり「農地」か「非農地」であるかを考えます。耕作が可能であれば「農地」とし、再生利用が困難なものを「非農地」と分けます。

それを踏まえて、４つに分類します。１番目が通常の農地になります。２番目が【緑区分】軽度荒廃になります。３番目が【黄区分】重度荒廃になります。４番目が【赤区分】再生利用が困難な農地になります。

それでは、どのような基準で農地区分の判定をすればよいか、ご説明いたします。

まずは、通常の農地です。通常の農地とは、現に作付けされている農地や草刈り、耕起等が行われ適正に管理されている農地です。続きまして、【緑区分】軽度荒廃です。緑区分農地とは、過去1年以上作物の栽培が行われておらず、維持管理が適切に行われていない農地であって、人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより直ちに耕作することが可能となる農地です。

続きまして、【黄区分】重度荒廃です。黄区分農地とは、草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業利用を図るための条件整備が必要となる農地です。

続きまして、【赤区分】です。赤区分農地とは、山林や原野化する等農地に復元することが困難であり、非農地相当のものとなります。

以上の分類について、地図と土地の一覧を利用しながら、一筆の農地ごとに道路からの目視で確認します。遊休化していると疑われる場合には、当該農地等の状況を更に詳しく確認して、地図等に必要事項を記録してください。

また、併せて調査の際には調査対象となる農地が、遊休農地等になりうる現況があるか否か、可能な限り調査地図に記入してください。例をあげますと、傾斜地、不整形地、狭小地、湿田、圍繞地等が該当いたします。このような土地の場合、可能な限り調査地図にメモを入れておいてください。

次に利用状況調査の概要についてご説明いたします。調査日は令和4年8月18日～9月28日で9時～17時に実施します。改めて利用状況調査担当表で確認願います。集合場所については事務局職員より連絡します。当日は汚れてもよい服装、作業着、運動靴、長靴、タオルなどをお願いします。農業委員・推進委員であることを証明する「身分証明書」を持参ください。

最後に、利用状況調査後について簡単にご説明いたします。利用状況調査実施後、遊休農地として判定した農地について、農業委員会が対象農地の所有者等に当該農地の利用の意向を書面で確認します。調査は郵送で行います。

以上、事務局からの説明を終らせて頂きます。

次に、事務連絡がございませう。

_____ 事務連絡 _____

次に、農政小委員長より連絡事項がございませう。

議長
次長
議長

農政小委員長

議長

農委だより副委員長

議長

————— 連絡事項 —————

次に、農委だより編集委員会副委員長より連絡事項がございます。

————— 連絡事項 —————

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後4時10分第8回農業委員会総会の閉会を宣言した。